

## 1 事業名

所沢市税条例の一部改正（専決処分）

## 2 事業の概要

平成 31 年 3 月 29 日、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例を改正し、同年 4 月 1 日から施行させる必要が生じたため、専決処分により所沢市税条例の一部改正を行ったものである。

## 【改正の主な概要】

- (1) 個人市民税における住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の緩和
- (2) 固定資産税等における課税標準の特例等に係る所要の改正
- (3) 軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）に係る規定の整備

## 3 他自治体の類似する政策等

地方税法等の一部改正を受け、他の自治体においても同様の条例改正を専決処分により対応している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市税条例の一部改正（専決処分）の概要

## 議案第43号 所沢市税条例の一部を改正する条例

## 附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第27条の9第

## 附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第27条の9

1 項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(読替規定)

第10条の2 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第49項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の3 略

2～4 略

5 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(読替規定)

第10条の2 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の3 略

2～4 略

5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

6 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 27 略  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の4 略
- 2～5 略
- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次

- 14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
- 27 略  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の4 略
- 2～5 略

に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

い。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

13 略

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 略

い。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

9 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 略

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指

定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車  
両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次  
の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動  
車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項  
及び次項において同じ。）に対する第71条の規定の適用について  
は、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成30年3月31日ま  
での間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動  
車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月  
31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分  
の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄  
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動  
車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規  
定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成  
30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成  
30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日  
から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合  
には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条  
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字  
句とする。

定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動  
車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車  
両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第  
2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動  
車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成  
29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指  
定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動  
車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車  
両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第  
3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動  
車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規  
定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成  
30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成  
30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日  
から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合  
には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる  
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ  
る字句とする。



第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。


2～4 略

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

所沢市税条例の一部改正(専決処分)の概要

税目・改正項目	改正の内容
<p>個人市民税</p> <p>(1)個人市民税における住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の緩和 (市税条例附則第7条の3の2)</p>	<p>○ 住宅借入金等特別税額控除の適用について、申告要件を緩和する。</p> <p>《緩和の内容》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【改正前】 所得税において年末調整により控除を適用する場合を除き、<b>市民税の納税通知書が送達される時まで</b>に所得税の確定申告書を提出して控除を適用する。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>【改正後】 <b>市民税の納税通知書が送達された後</b>においても、所得税の確定申告等により控除が適用される場合には、市民税についても控除が適用される。</p> </div>
<p>固定資産税・都市計画税</p> <p>(2)固定資産税等における課税標準の特例等に係る所要の改正 (市税条例附則第10条の2、第10条の3、第10条の4)</p>	<p>○ 河川法に基づく高規格堤防整備事業の実施の際、仮移転し事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資産税の減額措置を受けるための申告手続を規定する。</p> <p>その他地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、引用条項の項ずれについて規定の整備を行う。</p>
<p>軽自動車税</p> <p>(3)軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)に係る規定の整備 (市税条例附則第16条、第16条の2)</p>	<p>○ 軽自動車税における平成29年度分の軽課に係る規定を削除し、項ずれ等の規定の整備を行う。</p>